

## 功労者表彰規程

第1条(財)全国高等学校スケート専門部(以下「全国高体連スケート専門部」)は全国高体連スケート専門部の振興に寄与した者の功績とその労をたたえることを目的として功労者規程を設ける。

第2条本表彰は、全国高体連スケート専門部の育成強化に尽力した者に授与する。

第3条表彰状並びに記念品を贈る。

第4条表彰者の決定は、審査を経て部長がこれを行う。

第5条審査委員は、部長が委嘱する全国高体連スケート専門部代表委員に、部長・副部長・各部門委員長・事務局長を併せて構成する。

第6条表彰基準は、部長・副部長は1期2年。代表委員は3期6年以上をめどにする。

第7条個人表彰の部は、退任次年度に行う。ただし、個人が退職年度の場合は当年度に行う。

第8条総合優勝は通算3回以上とする。

付 則 本規程は平成14年1月19日より施行する。

## (財)全国高等学校体育連盟スケート専門部分担金徴収について

(財)全国高体連スケート専門部は、インターハイ開催にあたり開催道県対して運営補助金として支出する目的と本専門部の円滑な運営のために徴収するものである。

- |         |   |
|---------|---|
| 1 分担金   | 登録者1名につき 500円   |
| 2 徴収方法  | ア) 各都道府県の専門部が一括で事務局に納入する。<br>イ) 専門部のない府県についてはインターハイ監督者会議時に徴収する。 |
| 3 日 程   | 当年度 6月末までに納入すること。   |
| 4 領 収 書 | 振込時の用紙を領収書にあてる。   |